

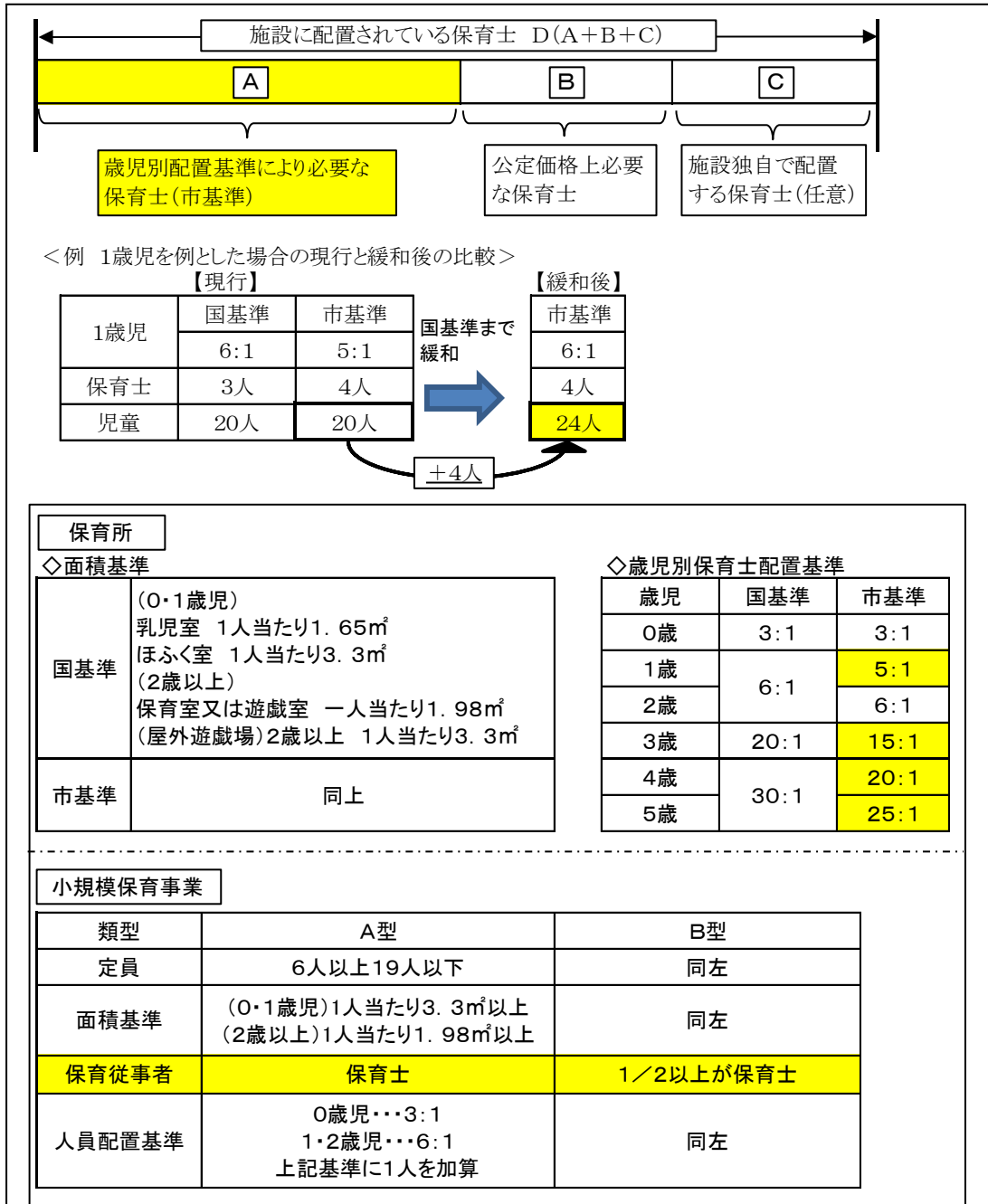
国から示された緊急対策のうち検討を要する項目の内容について

1 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

保育所等について、市独自に設定している保育士配置基準等を国基準まで緩和し、多くの児童を受け入れるもの。

本市においては、面積基準は国基準と同様であるが、保育士配置基準については、1歳児、3歳児、4歳児、5歳児において国基準を上回る基準を条例で定めている。

なお、小規模保育事業所においては、面積基準及び人員基準とも国基準どおりのため、当該緩和の対象ではない。

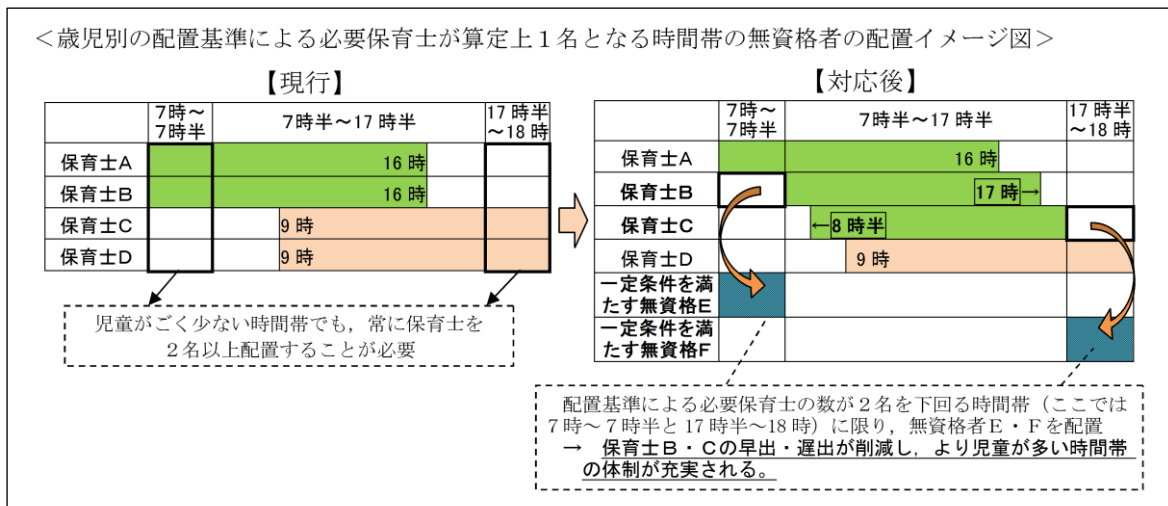


2 保育士配置の弾力化措置

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例

開所時間帯を通じて常に保育士2人以上の配置が必要とされているが、朝夕等の歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上1人となる時間帯に限り、2名のうち1名は、保育所で保育業務に従事した期間が十分ある者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など一定の条件を満たした者であれば保育士資格がなくてもよいとするもの。

なお、朝夕の時間帯であっても、歳児別の配置基準による必要保育士数が算定上2名以上となる場合は、弾力化は適用されない。

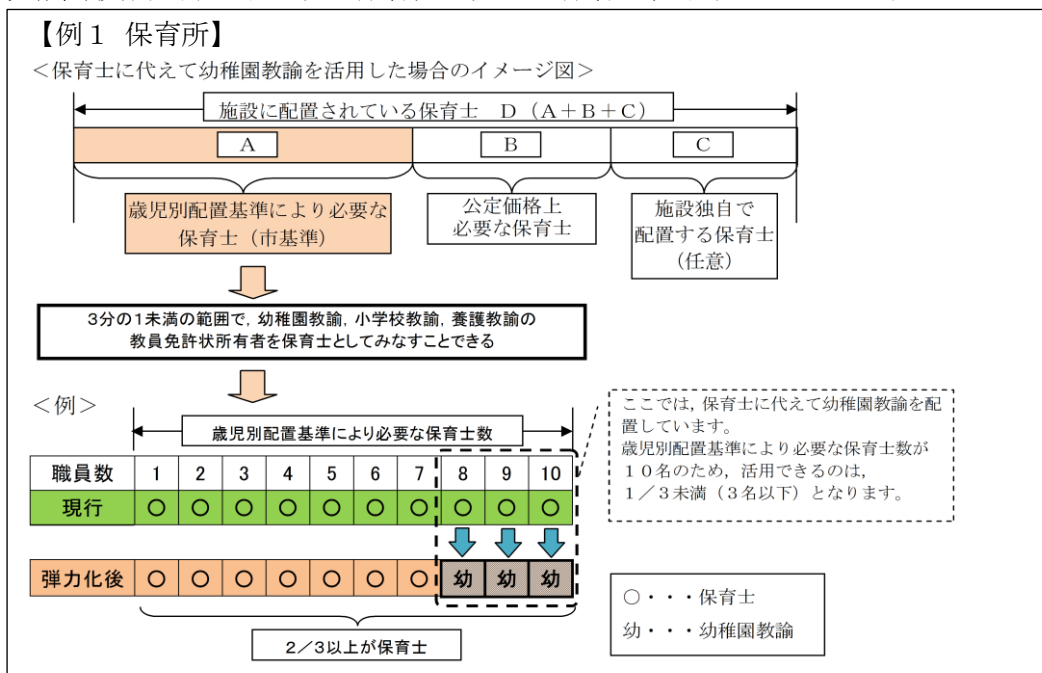


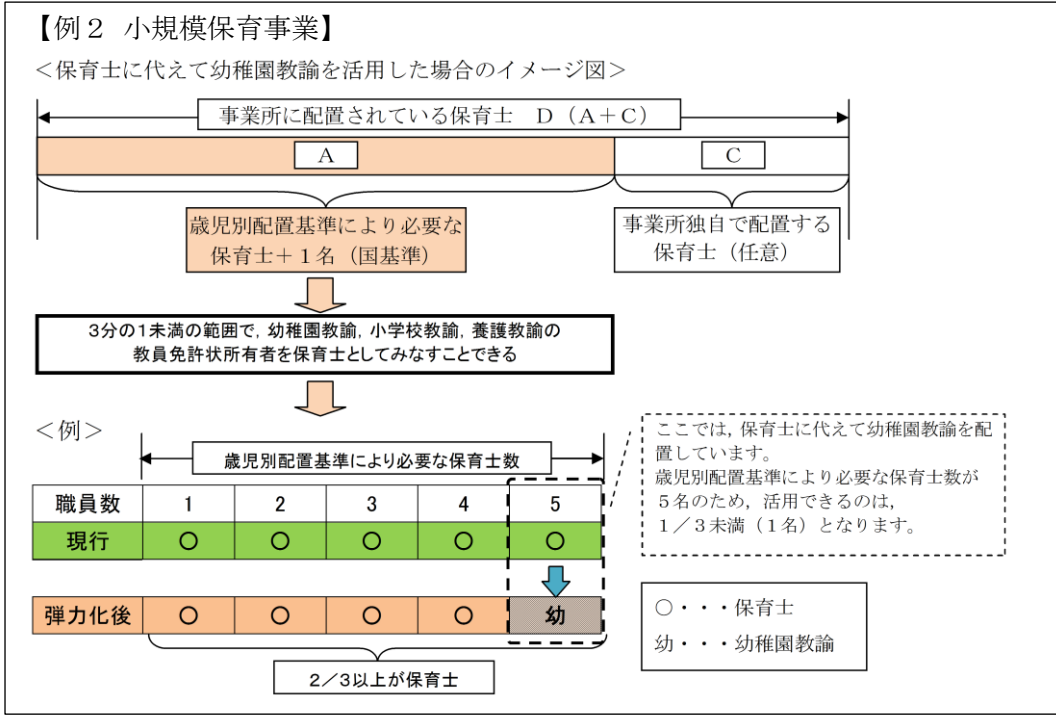
② 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例

歳児別の配置基準による必要保育士数のうち3分の1未満の範囲で、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の教員免許状所有者を保育士としてみなすことができるもの。

活用にあたっては、国において専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上の児童、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされている。

なお、平成31年度末までの経過措置として、幼保連携型認定こども園においては、幼稚園教諭免許のみの者が保育認定児童の保育に従事することが可能となっている。





③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例

歳児別の配置基準を超えて公定価格上必要とされる保育士数について、施設で保育業務に従事した期間が十分にある者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者など一定の条件を満たした者であれば保育士とみなして配置を可とするもの。

なお、小規模保育事業所については、公定価格上必要となる保育士はいない (例2の図のとおり) ため、当該弾力化は適用されない。

